

# 薩摩川内市組織機構再編方針（案）

薩摩川内市  
平成24年 月

## ■ 目次

1	はじめに	1
2	本市を取り巻く課題	2
3	再編方針	5
4	組織再編で配慮すべき事項	8

## 1 はじめに

本市は、平成16年10月の合併以降、市政改革大綱や定員適正化方針等に基づき人件費の抑制や組織体制の見直しに取り組んできたほか、アウトソーシング方針に基づき市有施設の廃止や民営化、外部委託などを行ってきました。

しかしながら、本市を取り巻く社会情勢は、少子・高齢化による社会保障費の増加や人口の減少、地方交付税合併特例措置の段階的縮減、国の義務付け・枠付けの見直しや権限移譲といった地域主権改革への対応など、今後もさらに厳しい状況にあります。

このような状況を乗り越え、本市が持続的に発展していくためには、事務事業の見直しや職員の人材育成、未利用地の活用・売却、施設の統廃合など様々な手法を駆使して、市政改革や健全な財政経営基盤の確立に継続して取り組むことが求められており、本庁・支所を含めた組織機構の見直しも喫緊の課題の1つです。

組織機構の見直しについては、これまでも、職員相互の協力体制の構築や技術力の向上を目的とした技術職員の集約配置等を検討しましたが、住民の理解を得るためには将来を見据えた組織機構のあり方を広く示す必要があるなどの課題も挙げられています。

このようなことから、平成31年度までを計画期間とした、組織機構のあり方を示す「組織機構再編方針」を策定して新たな体制構築を進めます。

### ◆ 組織・職員数等の推移

本市ではこれまで、行政課題や社会情勢の変化に対応し、本庁・支所の組織体制等を見直してきました（図表1、2）。また、定員適正化方針に基づき、職員数の適正化に努めてきた結果、平成24年4月時点で1,132人（合併時比較82.9%）となり、合併時から234人削減しました（図表3）。

【図表1】組織数の推移

時期	本庁	支所
H16年度 (合併時)	9部44課8室139係	8支所8教育支所3出張所54課9室・分室126係
H24年度	10部50課7室121G32係	8支所3出張所23課1室49G

【図表 2】主な見直し

時期	本庁の見直し	支所の見直し
H17 年度	・ 危機管理監等の新設	・ 8 会計課分室、会計系の廃止
H18 年度	・ 課内グループ制の一部導入 (H19 から本格導入)	・ 課内グループ制の導入 ・ 教育支所の廃止、産業建設課の設置
H19 年度	・ 副市長、会計管理者の導入 ・ 農林水産部、商工観光部の設置 ・ 水道局の集約（東郷地域への移転） ・ 東京事務所の廃止、和光園の民営化	
H20 年度	・ 市民福祉部の再編（保健師集約等） ・ 川内保育園の民営化	
H21 年度		・ 市民生活課の設置 ・ 甌島敬老園の指定管理移管
H22 年度	・ 観光交流部の設置	
H23 年度	・ 市民福祉部の再編 ・ 新エネルギー対策監の設置	
H24 年度	・ 商工政策部・観光交流部の統合	・ 自動車運送事業の民営化

## 2 本市を取り巻く課題

本市の財政状況について、地方債残高の推移を見ると、合併直前（平成15年度）の約662億円から平成22年度の約551億円と約111億円削減されるなど、行財政改革の取組による一定の成果が挙げられています（図表4）。

しかしながら、地方交付税合併特例措置の段階的縮減は、平成27年度から31年度までの累計試算額で約105億円、平成32年度からは単年度で約42億円が減少する見込みとなっています（図表5）。

また昨年は、東日本大震災に見舞われ、国全体で復旧・復興に取り組む一方、地方財政への影響が懸念される中、本市においては以下のような課題が挙げられます。

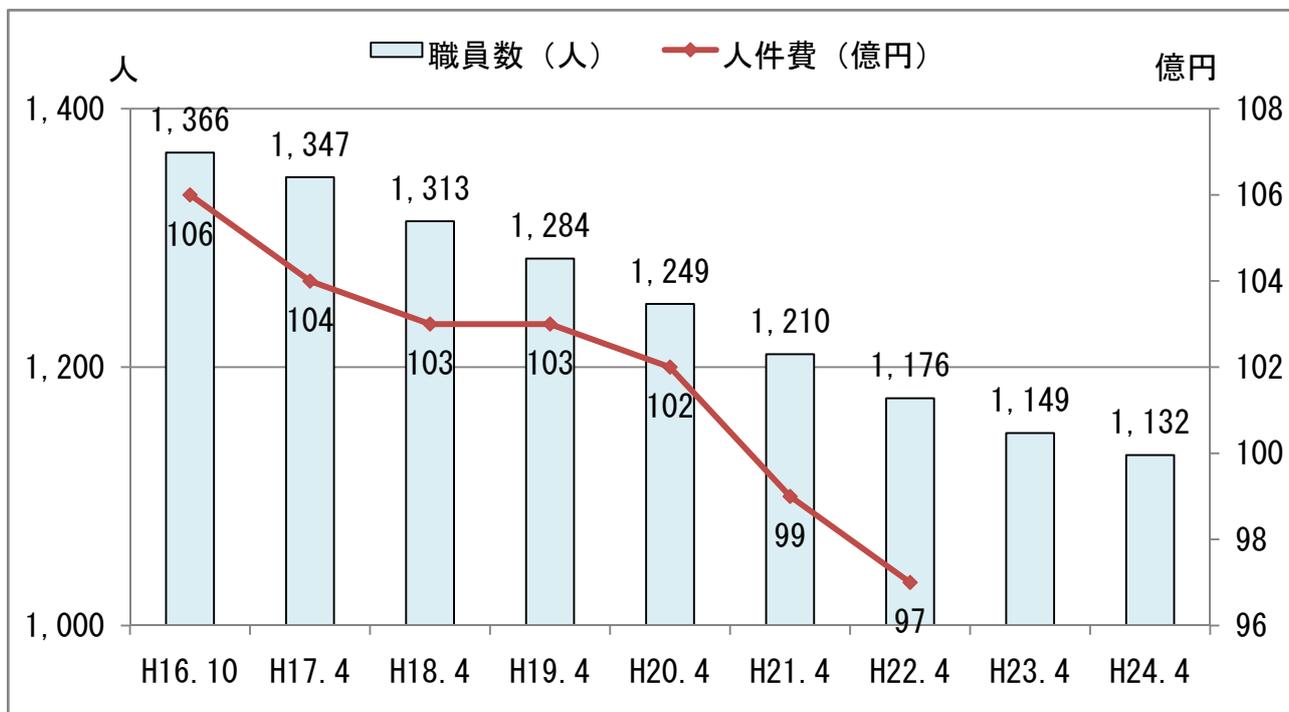
- 平成22年国勢調査における本市人口は、99,589人（平成17年比較で2.7%減少）で、少子・高齢化が進行している実状にあり、社会保障費の増加が見込まれること。
- 65歳以上の人口割合が50%を超える自治会（ゴールド集落）は今後も増加傾向にあることから、集落再生活動への支援が必要となっていること。
- 道路・橋梁など社会基盤施設の計画的な維持修繕や、公共施設の耐震化が必要となっていること。
- 人口1,000人当たりの職員数、人口1人当たりの人件費・物件費等は類似団体と比較していずれも大きく上回っており、職員数や人件費をこれまで以上に抑制する必要があること。

これらのことから、地域発展のための施策の方向性を見据え、歳出削減策や財源

充当の選択と集中を一体的に展開するべく、さらなる行財政改革に取り組む必要があります。

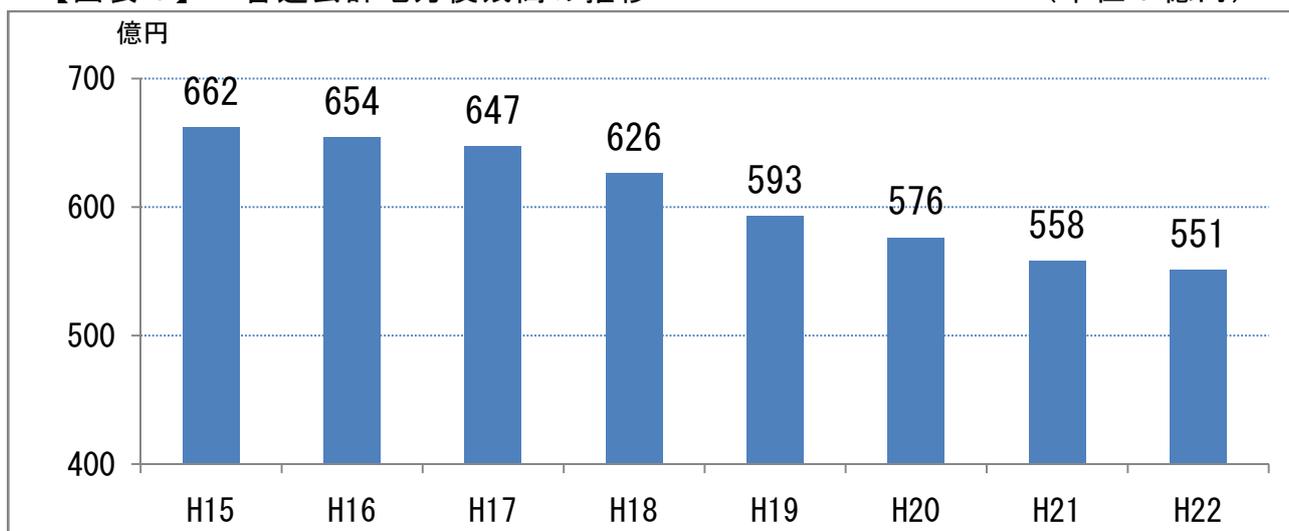
限られた職員数で市民サービスの低下を招くことなく、簡素で効率的な組織機構を構築していくことは、健全で持続可能な財政経営基盤を堅持していくうえで、避けて通れない課題です。

【図表3】職員数・人件費（普通会計）の年度推移（単位：人、億円）



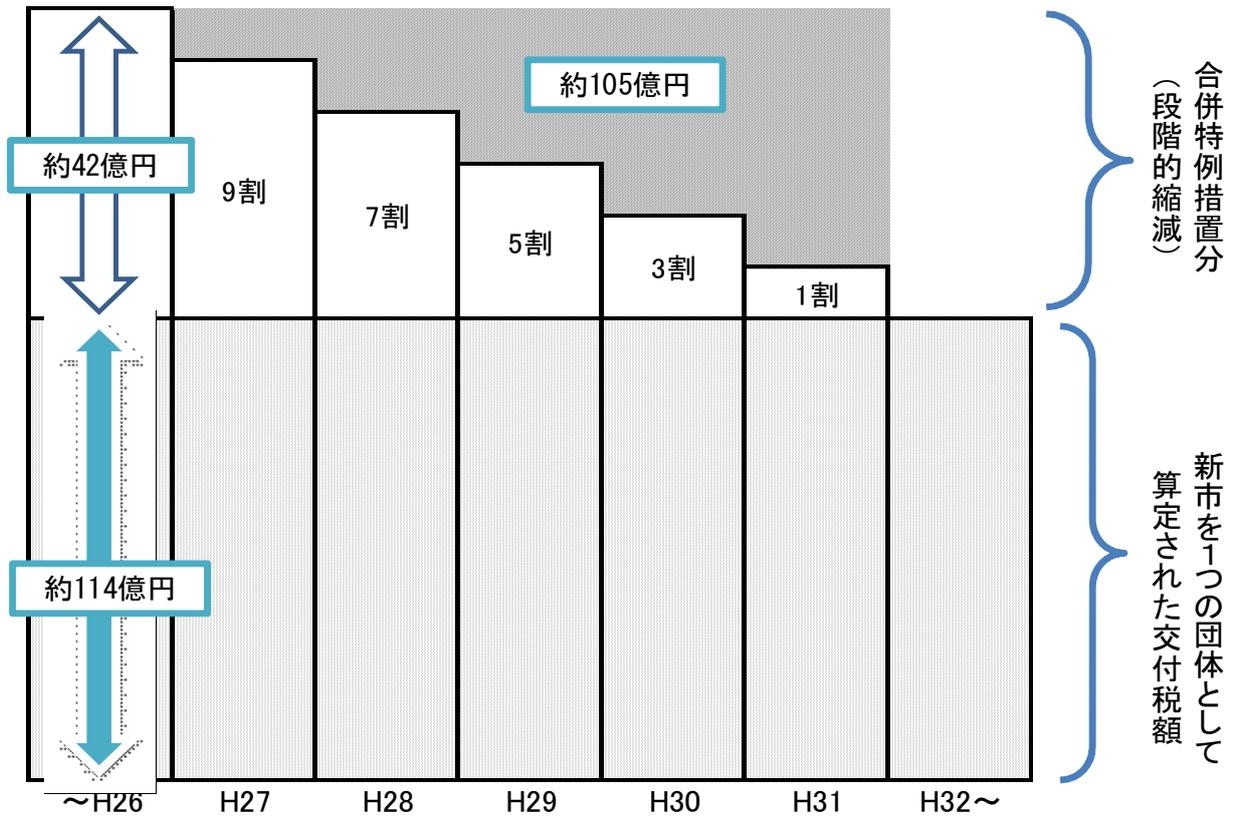
※ 人件費は、各年度の普通会計の実績で、特別職給料や議員報酬などを含みます。

【図表4】普通会計地方債残高の推移（単位：億円）



※ 平成15年度は、旧自治体の合算です。

【図表5】 交付税合併特例措置の段階的縮減のイメージ  
 ※ 合併10年経過した平成27年度から段階的に縮減



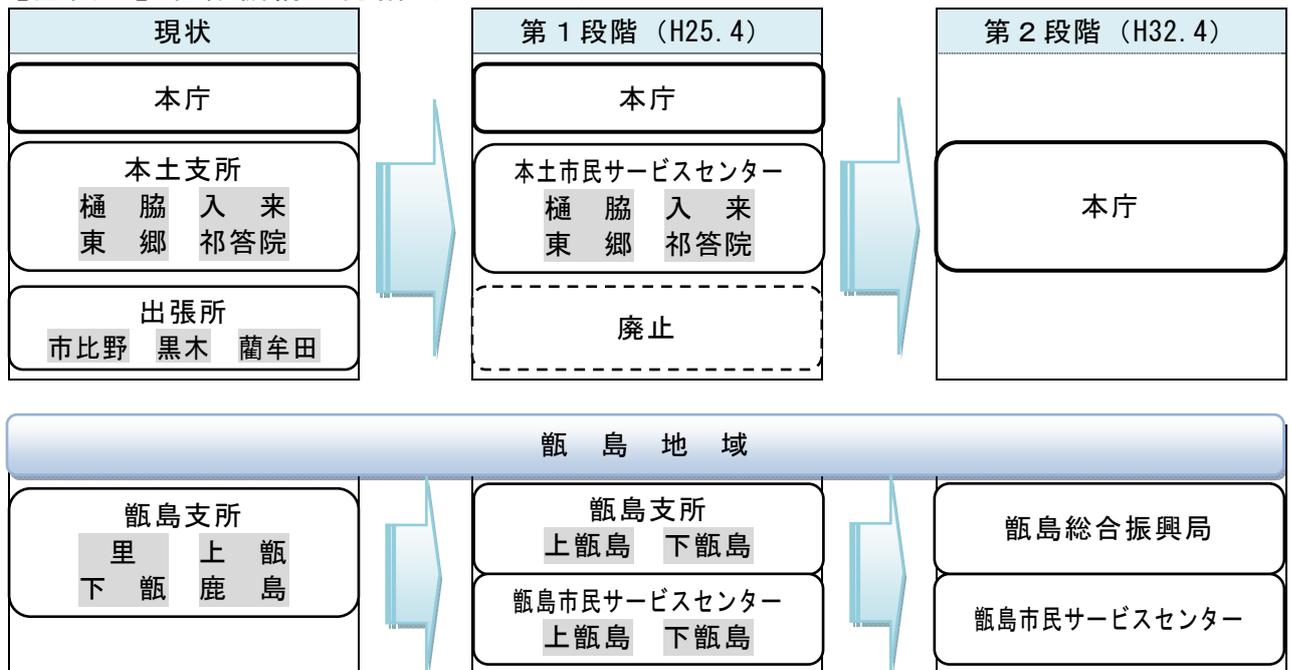
※ 交付税額等は平成23年度試算であり、社会情勢や財政状況の変化により変動します。

### 3 再編方針

本庁においては、地域主権改革の進展や社会情勢の変化、政策課題や重点施策等に柔軟に対応できるよう、部・課等のあり方を検討し、必要な組織統合や見直しを行います。また、概ね10人以下の課や2人以下のグループ等については、機動性や効率性の観点から統廃合を進めます。

支所の再編については、今後の財政状況その他要因を勘案し、段階的に進めます(図表6)。

【図表6】組織機構の再編(イメージ)



※ 甑島地域の設置場所については、引き続き検討します。

#### 【第1段階の再編】

平成25年4月から本土地域は4支所を(仮称)市民サービスセンターに移行し、現行の3出張所は廃止します(図表6、7)。

甑島地域は、4支所のうち2支所を、上甑島地域を所管する「上甑島支所」と下甑島地域を所管する「下甑島支所」に、残る2支所を市民サービスセンターに再編します。

市民サービスセンターに移行する支所の産業建設課及び教育課の業務及び職員については、本土地域では本庁に、甑島地域では上甑島・下甑島両支所にそれぞれ集約します。なお、業務集約に当たっては、関連業務の効率化及び施設の適正な運用管理に配慮した体制を検討します。

#### 【第2段階の再編】

本土地域は、4市民サービスセンターを本庁に集約し、甑島地域は(仮称)甑島総合振興局と1市民サービスセンターに再編することを目標とします。なお、その実施時期及び再編内容などその詳細は、第1段階の再編着手後においてその結果を検証するとともに、社会情勢の変化、情報通信技術(ICT)の進展状況などを踏まえ、改めて検討することとします。

また、第2段階の再編に際しては、市民サービスセンターが所管する業務に関し

て、地区コミュニティセンターや公共施設、移動連絡車による情報通信技術（ICT）を活用したサービスの提供、社会福祉協議会その他関係機関との連携等の方策を検討し、新たなサービス提供の手法を確立した上で着手します。

なお、甌島地域の水道業務は、平成25年度の支所再編に併せて上甌島・下甌島の各支所へ集約するとともに、平成28年度を目処に上甌島・下甌島の2つの簡易水道事業へ統合します。医療体制については、藺牟田瀬戸架橋完成を見据えた診療所の見直しを行い、さらなる保健・医療・福祉連携システムの構築に取り組みます。

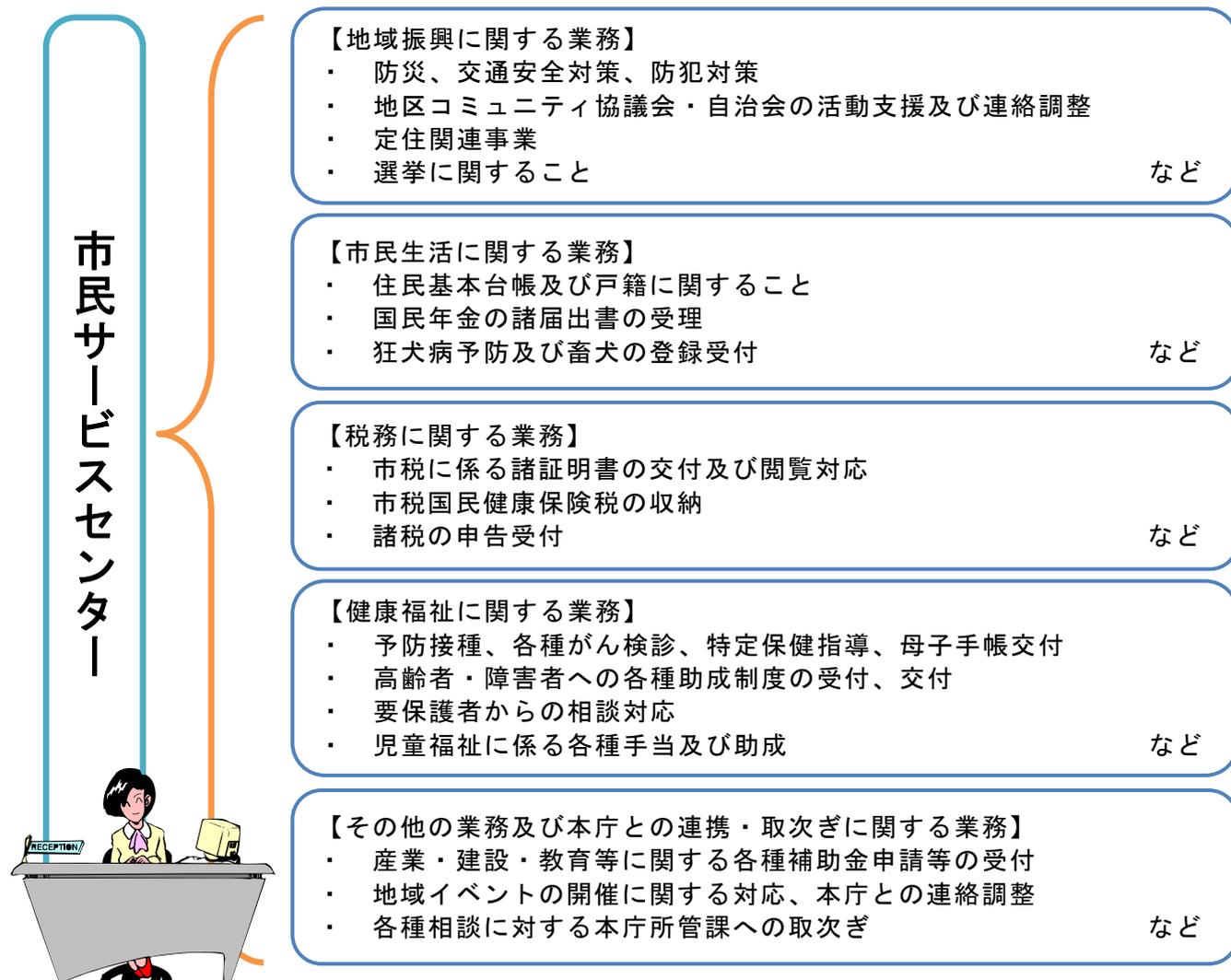
#### ◆ 1 市民サービスセンターの体制

市民サービスセンターは、市民生活課の分掌事務を引き継ぎ、生活に身近なサービスを提供する窓口として設置します。

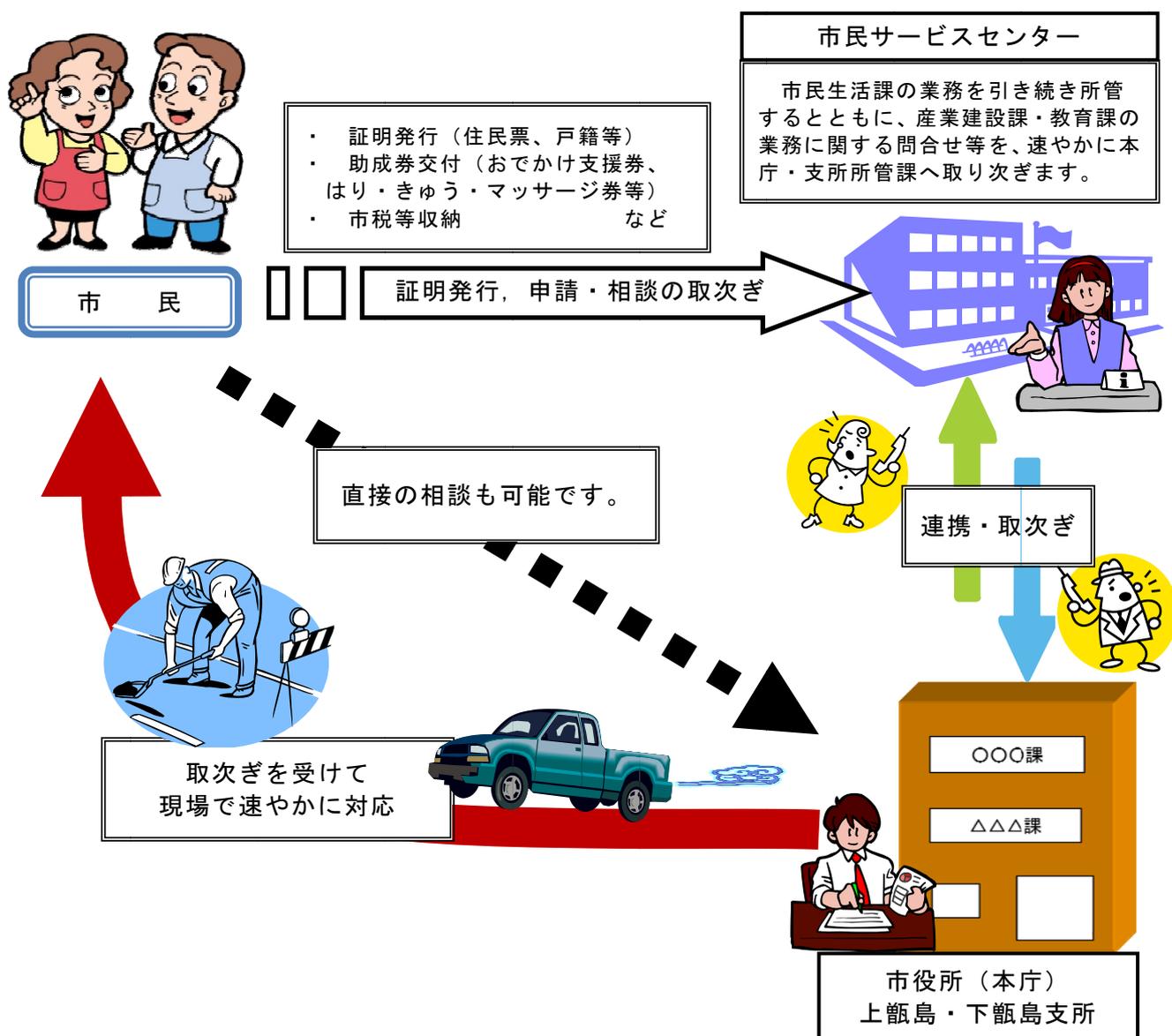
産業建設課及び教育課は本庁及び甌島2支所へ集約しますが、両課に関連する市民等からの問合せ・相談などについては、市民サービスセンターでも対応するとともに、必要に応じて本庁又は甌島2支所へ迅速な取次ぎを行うことにより、これまでと同様のサービスが提供できるように体制を構築します（図表7、8）。

なお、本庁・支所・市民サービスセンターで行う業務の整理を行い、組織間での緊密な連携を図り、市民サービスの低下を招かないよう配慮します。

【図表7】市民サービスセンターの所管業務



【図表 8】 市民サービスセンターにおける取次ぎのイメージ



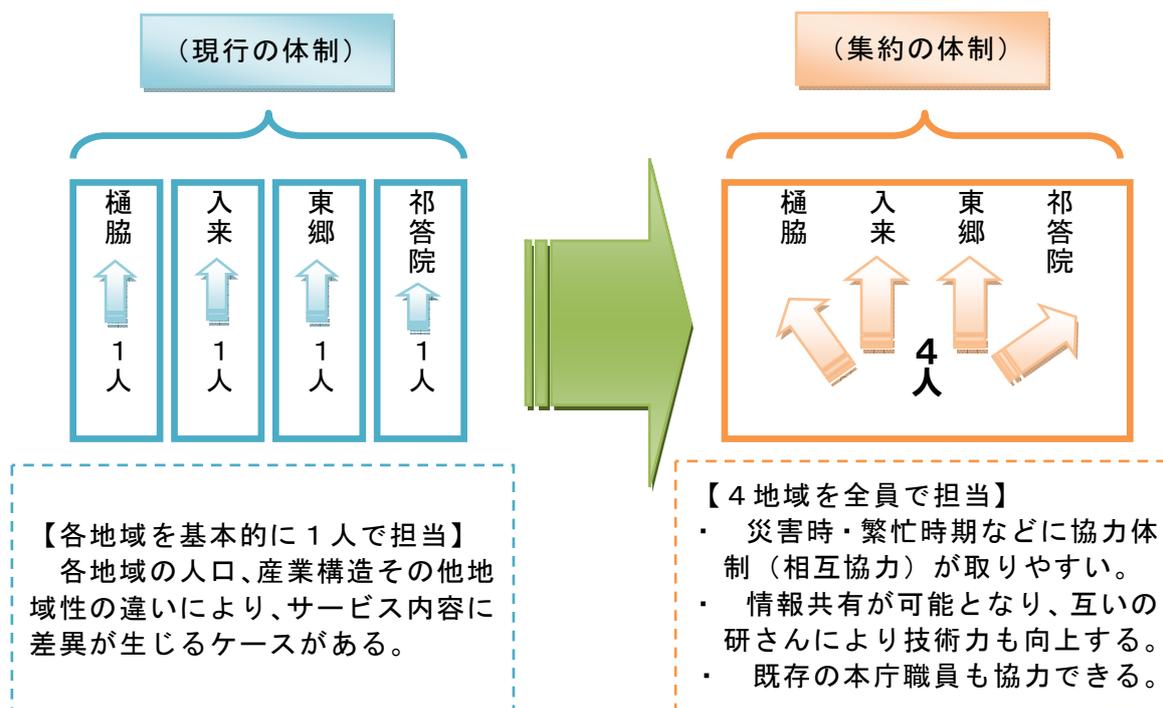
◆ 2 技術職員の集約配置

農政・建設部門等の技術職員は、水道局や保健師集約の先行事例を参考にしながら本庁・甕島2支所に集約して、地域の現状や課題を全体で共有し、職員相互の協力体制や技術力の向上を図ることにより、業務の効率を改善して質の高いサービスを提供します（図表9）。

なお、市民等からの要望等に対しては、本庁・甕島2支所・市民サービスセンターの緊密な連携により迅速に現場へ出向く体制を整備します。



【図表 9】技術職員の集約メリット（イメージ）



※ ある1つの業務を仮定して集約のイメージを示したものです。



### ◆ 3 甑島総合振興局の体制

甑島総合振興局は、藺牟田瀬戸架橋の完成を見据えた第2段階の再編時に、窓口業務に加えて甑島地域の産業振興、建設水道、教育に関する業務を所管する組織として、上甑島・下甑島の各支所と各市民サービスセンターを再編して設置します。

なお、具体的な設置場所や所掌事務については、今後検討を進めるとともに、設置当初から円滑に組織が機能するよう、事前に準備体制を整えます。

## 4 組織再編で配慮すべき事項

組織機構の再編は、市民サービスの提供に十分配慮することを前提に、市政改革大綱や定員適正化方針等各種計画と連動しながら、地域主権改革や新たな行政課題等に対し、限られた人材で迅速な意思決定・事務処理ができる体制構築を念頭に、以下の事項に配慮して取り組みます。

### (1) 地域の振興

自治基本条例にもうたわれるように、市民自らが主体となってまちづくりに参画し、市民、市議会及び市がお互いを尊重しながらそれぞれの役割と責務で協働して地域振興に取り組むことの重要性は、ますます高まっています。

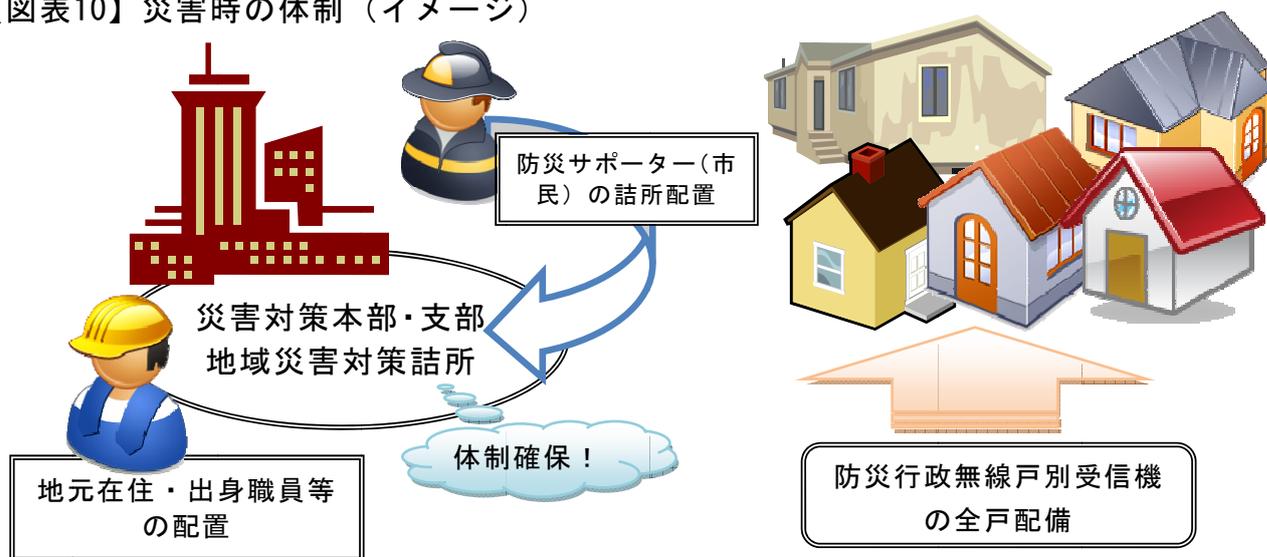
このことから、住民自らの手によって策定された「地区振興計画」の実現を支援するなど、地区コミュニティ協議会や自治会、市との連携及び協力による地域づくりを進めます。また、各地域におけるまちづくりを住民の立場から支援する「地区支援担当職員」の配置を検討します。

## (2) 災害時の体制整備

支所再編等に関連して災害対策支部・詰所の体制を確保するとともに、消防体制の強化を図るなど、安心して暮らせるまちづくりを協働して推進します。

具体的には、地元在住職員・出身職員等の要員配置、災害発生時に従事いただく防災サポーターの詰所への配置、防災行政無線戸別受信機の全戸配備や新たな消防庁舎建設による出場体制の充実強化、分駐所配置体制の拡充、消防資機材の充実のほか、自主防災組織の充実強化を支援します（図表10）。

【図表10】 災害時の体制（イメージ）



## (3) 事務事業の見直し

事務事業（外部）評価の実施により、妥当性、有効性、効率性の観点から、事務事業の整理・合理化に取り組み、限られた経営資源のより効率的で効果的な配分に努めます。

また、一部の業務において民間委託化の可能性についても研究し、業務の軽減に努めます。

## (4) 職員数の適正化

職員数については、平成 27 年 4 月時点で 1,100 人以内とする定員適正化方針のもとに第 1 段階として平成 25 年度から組織の再編に取り組みます。

なお、継続的に人件費の抑制に取り組む必要があることから、定員適正化方針の見直しを前倒しして次期方針を策定することとします。

## (5) 職員の人材育成

限られた経営資源を有効に活用して最少の経費で最大の効果を挙げるためには、政策形成能力と業務遂行能力を備えた人材の育成が重要です。また、市民等の相談に迅速かつ円滑に対応するためには職員が地域実情を熟知しておくことが求められます。

このため、職員人材育成基本方針に基づき職員の人材育成を進めるとともに、適正な職員配置に配慮します。

## (6) 市有財産のあり方の検討

市有財産については、財産の有効活用や民間活力の活用、管理経費の最少化を図るため、公有財産利活用基本方針に基づき、財産仕分けを進めてそのあり方を検討します。

また、本庁・支所の庁舎等については、耐震診断の結果を踏まえ、必要な耐震補強を計画的に行うとともに、空きスペースについては、地域における共生協働・活性化の活動拠点としての有効活用を検討します。

なお、類似施設の維持管理業務の集約について研究し、必要に応じて組織体制を見直します。